

第18回 かほく市都市計画審議会 会議録

開催日時：令和8年1月19日（月）午後2時00分～午後2時40分

開催場所：かほく市役所本庁舎 2階 議会会議室

議案：かほく都市計画下水道の変更について（かほく市決定）

その他：都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について

出席委員：12名

（敬称略）櫻井 誠二	村井 一宏	坂本 英之	池田 義治
竹内 幹雄	野田 稔彦	西田 省三	釜井 泰廣
中本 利光	駒田 秀一	野村 央文	竹本 重久

事務局出席者：庭田産業建設部長、中田都市建設課長、森担当課参事、能口主幹、
越村主事

（開会時間 午後2時）

1. 開会

○司会（森担当課参事）

定刻となりましたので、ただいまから第18回かほく市都市計画審議会を開催いたします。野田委員におかれましては若干遅れる旨を伺っておりますので、定刻どおり開始いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます都市建設課の森でございます。よろしくお願いいたします。審議に入る前に、事務局を代表しまして庭田産業建設部長よりご挨拶申し上げます。

部長挨拶（庭田産業建設部長）

改めまして、皆様お疲れ様でございます。かほく市産業建設部の庭田でございます。

委員の皆様にはご多忙のところ、本日の審議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より本市の都市計画行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

本審議会は、前回の開催が令和3年であり、約5年ぶりの開催となりました。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大、令和5年7月の線状降水帯の発生による豪雨災害、そして令和6年の能登半島地震など、これまでに経験のない大きな災害が相次ぎ、市民生活や地域の安全・安心にも大きな影響が生じたところでございます。

特に能登半島地震におきましては、大崎地区において液状化現象による被害が甚大とな

り、公共インフラをはじめ住宅等への被害も相当数に及びました。現在、国・県のご支援をいただきながら、一日も早い復旧・復興を最重点課題として掲げ、職員一丸となって災害復旧対応を進めております。

一方、将来を見据えた対応として、企画課においては第3次総合計画の策定を進めており、先般策定したかほく市復旧・復興計画との整合を図りつつ、少子高齢化や人口減少を見据えた計画として取りまとめを進めております。

また都市建設課においても、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の策定を進めており、上位計画となる総合計画との整合を図りながら、災害に強い強靱なまちづくりを都市計画の側面からも着実に推進してまいりたいと考えております。

本日の審議案件は、「かほく市都市計画下水道の変更について」でございます。下水道の汚水および雨水の計画区域の見直しを行うものであり、この後、担当課より詳細にご説明いたします。

委員の皆様におかれましては、慎重にご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。

2. 委員交代の報告

司会（森担当課参事）

引き続きまして、前回、令和3年2月1日に開催しました審議会以降の委員の交代等についてご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。今回の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

委員の皆様につきましては、本来であればお一人ずつご紹介させて頂くところですが、時間の都合により、名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

なお、議案書2ページには退任されました委員の氏名を記載しております。以上、委員の交代についてご報告いたしました。

続きまして、議案に入る前に会長についてお諮りいたします。現在、会長は空席となっております。かほく市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の選挙により定めることとなっております。

事務局案として、これまで町会区長会連合会会長に会長をお願いしてきた経緯を踏まえ、西田委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

司会（森担当課参事）

ありがとうございます。「異議なし。」ということでございますので、西田委員に会長をお願いしたいと存じます。恐縮ではございますが、西田委員は会長席へご移動願います。

それでは、西田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。西田会長、よろしくお願ひします。

3. 会長挨拶

○西田会長

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多用中のなかご出席いただき、誠にありがとうございます。事務局からの報告によりますと、出席依頼委員12名全員のご出席を頂いているとのことですので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本審議会の議事録には、署名を頂くこととなっております。今回の署名委員ですが、私と釜井委員をお願いしたいと思います。

4. 審議事項

○西田会長

それでは、議案の審議に入ります。

本日の案件は、議案第34号「かほく都市計画 下水道の変更について」となっております。この件につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局（森担当課参事）

当該議案につきましては、所管課であります上下水道課からご説明いたします。

○上下水道課 多田課参事

それでは、資料1の「都市計画下水道の変更について」をご覧ください。

まず、下水道事業の変遷と計画変更の背景についてです。かほく市の公共下水道は、旧七塚町および旧宇ノ気町を中心とした南部浄化センターを昭和56年に、旧高松町の北部浄化センターを昭和58年に都市計画決定を受けて以降、公共下水道の全体計画および事業計画の見直しに伴い、都市計画の変更を行っております。

平成28年度に下水道事業の施設統廃合計画を策定し、統廃合事業を進めております。

また現在、全体計画および事業計画の見直しを行っております。この見直しでは、農業集落排水を公共下水道に統合する方針について検討しており、現在の農業集落排水区域が公共下水道区域に編入されることとなるため、都市計画法上の都市施設として設定する必要があります、今回お諮りするものです。

あわせて、現在公共下水道区域外から流入している区域（高松古宮町のTANIDAおよび岡田研磨の工場区域）につきまして、都市計画決定の変更に合わせて区域内に設定いたします。

以上より、今後の統廃合事業の推進および区域外流入の整理のため、都市計画下水道を変更するものです。

今回の区域拡大について、図面左側の赤丸のうち上下の箇所が農業集落排水区域であり、当該区域を公共下水道に含めます。また、中央の赤丸の箇所は、現在区域外となっている工場区域を区域内に設定するものです。

雨水区域の変更につきましては、現在区域外となっている工場部分のみを追加いたします。

汚水区域の拡大について、北部エリアは内高松地区の農業集落排水区域を公共下水道に含め、工場で区域外となっている箇所を区域内に設定します。南部エリアは、宇ノ気川から以東に位置する鉢伏地区、上山田地区、下山田地区、森地区、狩鹿野地区、指江地区を公共下水道区域に編入します。今回の変更により、かほく市の大半の汚水が白尾・大崎にある南部浄化センターに集約され、処理することとなります。

公共下水道は都市計画法上の都市施設に該当しますが、農業集落排水は都市施設に該当しないため、今回の見直しにより都市施設として設定します。

なお、雨水区域に農業集落排水区域を追加しない理由としては、当該区域は田畑が多く、雨水が地中に浸透しやすい場所が多いことから、雨水処理区域には含めないこととしております。

最後に、本案件について、令和7年12月9日から同月23日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

○西田会長

ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○駒田委員

農業集落排水を公共下水道に接続することなので、処理場の能力について確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上下水道課 奥谷主査

処理場の能力についてですが、汚水は白尾・大崎地区の南部浄化センターに集約されます。また、今回の計画変更とは別に、二ツ屋にある北部浄化センターも統廃合事業により南部浄化センターに統合される予定です。

現状として、北部浄化センターを南部浄化センターに統合した場合の汚水量については、既存の南部浄化センターの能力で対応可能です。昭和末期から平成初期にかけては人口増を前提として整備していましたが、現状はその状況ではなく、能力に余裕があるためです。

ただし、今回追加する宇ノ気川から以東地区が加わると、南部浄化センターの既存能力を超える状況となります。この点については、今後、人口の変動等を見ながら、統廃合の時期を調整することや、南部浄化センターの増強を行いながら統合を進めることを想定しております。宇ノ気川から以東地区が一度に全て接続されるわけではなく、状況を見ながら能力を確認し、段階的に統合していく計画です。

○西田会長

ただいまの説明でよろしいでしょうか。その他ご質問、ご意見はありませんか。

○坂本委員

下水道に関してなので論点がずれるかもしれませんが、近年の災害におけるインフラの被害において、特に上水の関係が中心であります。小規模化・分散化によって被害を最小限に抑え、復旧・復興を段階的に分散して実施する方策もあると思いますが、今回は統合するという計画であります。

もちろん経済的な観点等から、今後の管理等に関して有利であるとの判断と思われませんが、その判断に至った考え方を簡単にご説明願います。

○上下水道課 奥谷主査

汚水については、処理場がほぼ1か所となることから、大地震時のリスクを懸念するご指摘もあると思います。

一方で、施設維持管理は包括的民間委託で発注しており、金額は5年間で約16億円、年あたり約3億円となっております。主に人件費や電気代等のユーティリティ費であり、年々上昇していることから、維持管理費を削減したいという考えで実施しております。

災害時の対応については、包括的民間委託を提案型のプロポーザル方式で実施し、提案を受けて契約しております。現在の受託者は全国規模の会社であり、全国の本社等から応援を受ける体制など、ソフト面の対策も講じております。能登半島地震の際には、給水車とオペレーターを準備いただき、無償で対応いただいた実績もあります。あわせて、名古屋市など全国の自治体からも応援をいただきました。

また、上下水道でBCPを策定しており、市職員は管路の応急復旧に専念し、包括的民間委託の受託者は処理場やマンホールポンプ場等の施設点検に専念するなど、役割分担して対応することとしております。

水道については、災害時の漏水等に備え、配水池の系統に緊急遮断弁を設置しております。地震時に自動で閉止するバルブであり、現地に行かなくても水の流出を抑える対策です。

まとめますと、ハード面としては維持管理費の削減を目的に統廃合を進め、広域災害時はソフト面の体制も含めて対応する考え方です。

○上下水道課 猪村課長

ただいまの説明に補足させていただきます。白尾・大崎地区の南部浄化センターへ汚水を集約するにあたり、同センターの耐震化および主要管路の耐震化も併せて進めており、ハード面の対策として位置付けています。包括的民間委託の受託者等によるソフト面の支援とあわせ、総合的に検討した結果、施設を集約する方が適当と判断したものです。

○西田会長

ありがとうございました。その他ご質問、ご意見はありませんか。

○村井委員

今回の変更（案）の見方についてですが、大きく円で囲まれている部分と、その中に詳細な区域が示された部分がありますが、今回変更となる区域はどちらの範囲でしょうか。

また、TANIDA 周辺は今後、工業団地として開発される可能性がある地域と思われますが、既に整備済みの工場にのみ着色されているため、その都度、計画変更を考えておられるのでしょうか。

○上下水道課 奥谷主査

今回追加する箇所は、詳細な区域が示された部分のみです。

今後、周辺に新たな工場立地がある場合は、水量等について事業者と協議のうえ、管路を延伸して汚水を受け入れ、その後、次回の都市計画決定変更のタイミングで、今回と同様に区域追加することを想定しております。なお、計画を修正しなければ工場汚水を受け入れられないということではなく、先に汚水を受け入れたうえで計画変更を行う形となるため、工場側の工事が遅れることはない見込みです。

○西田会長

その他ご質問、ご意見はありませんか。

他にご意見もないようですので、議案第34号については、原案どおりとして承認して宜しいでしょうか。

全委員

異議なし。

○西田会長

よって、議案第34号について、本案のとおり市長に答申致します。続きまして、議事のその他について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局（森担当課参事）

その他として、都市計画マスタープランの改定および立地適正化計画の策定についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。概ね20年後の都市の姿を展望し、将来都市像の実現に向け、都市計画の理念・目標および方針を定めます。

総合計画が10年計画であるのに対し、都市計画マスタープランは、長期的なプランニングを実行していくため20年を計画期間としております。現行のかほく市都市計画マスタープランは平成29年に策定し、目標年次は令和18年（2036年）です。今回は抜本的な見直しではなく、現計画を基本的に踏襲しつつ、一部見直しを行うものです。

全体構想については各方針を整理のうえ、必要に応じて内容の充実を図る考えです。

地域別構想についても、市を7地域に区分し各地域の整備方針を示す現行計画を踏襲する方針です。石川県で定める都市計画区域マスタープランに即し、立地適正化計画との調和を図るとともに、復旧・復興計画、国土強靱化計画、地域防災計画、空き家対策計画、公共施設等総合管理計画等の関連計画との連携を図り策定いたします。

見直しの基本方針として、第3次かほく市総合計画との整合・反映、立地適正化計画との整合、さらに今後10年において重要となる復旧・復興計画との整合を重視いたします。あわせて、現行計画の中間評価、検証、更新を行い、新たな都市計画マスタープランとして取りまとめます。

次に、立地適正化計画についてご説明いたします。立地適正化計画は、人口減少・高齢化が進む中、都市全体の構造を見渡しながら、生活を支える機能を維持するため、コンパクトなまちづくりを推進する制度です。平成26年8月の都市再生特別措置法改正により策定が可能となり、令和2年6月の法改正により防災指針を定めることとなりました。

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導を図り、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランです。本市において、現状では人口が増加傾向にあります。将来的には人口減少が見込まれることから、都市計画マスタープランの改定とあわせて策定に取り組んでおります。

計画範囲は都市計画区域内、かつ用途地域内を想定し、計画期間は概ね20年後の都市像を見据えて設定します。

基本方針として、都市機能誘導区域および居住誘導区域の2つの区域を設定します。都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的提供を図る区域です。居住誘導区域は、人口減少下でも一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

また、設定した誘導区域へ居住や都市機能を誘導するための施策（誘導施策）を計画に位置付けます。さらに、防災指針として、居住誘導区域における災害リスクの回避・低

減、必要な防災・減災対策を計画的に実施するための指針を位置付けます。計画では目標値を定め、成果の評価・検証を行います。

各誘導区域の設定による変更点として、都市計画のように権利制限を課すものではありません。例えば、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築する場合には届出が必要となりますが、区域外での建築を禁止するものではありません。居住誘導区域外においても、例えば3戸以上の住宅を建築する場合に届出が必要となります。これらは着手30日前までの届出が必要です。なお、この届出制度は法令に基づくものであり、市が条例等で独自に設けるものではありません。

最後に、今後のスケジュールです。先般、策定委員会の第1回を開催し、ただいまご説明した内容をより詳細に説明いたしました。令和8年3月頃に第2回策定委員会を開催する予定です。令和8年度にも2回の策定委員会を開催し、その後、必要な手続きを経て、都市計画審議会において完成した計画をご報告するという形になりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上であります。

○西田会長

他にご意見もないようですので、最後に全体を通して、また、都市計画に関してのご質問、ご意見はありませんか。

○西田会長

ほかに無いようですので、以上をもちまして第18回かほく市都市計画審議会を閉会致します。本日はご審議をいただきまして有難うございました。